

令和6年8月1日

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局人権施策推進課
担当：安藤、奥村 電話 972-2581

犯罪被害を学ぶ会（第1回・第2回）の開催について（取材依頼）

平成30年4月1日に施行しました「名古屋市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の防止の重要性、その他犯罪被害者等支援について理解を深めていただく広報啓発の一環として、犯罪被害を学ぶ会を下記のとおり開催しますので、是非取材していただきますようお願いいたします。

記

1 内容

- （1）犯罪被害に関する理解を深めるための被害者（遺族）による経験談など
- （2）犯罪被害者等早期援助団体（(公社)被害者サポートセンターあいち）による講演

2 開催日等

	開催日	会場	定員	被害者遺族講演等
第1回	9月11日(水)	昭和 문화小劇場	200名	NPO 法人 犯罪被害当事者ネットワーク 緒あしす
第2回	11月1日(金)	港文化小劇場	200名	TAV 交通死被害者の会

3 タイムスケジュール

第1回 9月11日(水)

時間	内容
14:00～16:00	①開会 ②被害者（遺族）による講演【60分】 ③犯罪被害者等早期援助団体による講演【30分】 ④閉会

第2回 11月1日(金)

時間	内容
14:00～16:00	①開会 ②被害者（遺族）による朗読劇【60分】 ③犯罪被害者等早期援助団体による講演【30分】 ④閉会

4 取材方法

取材いただける場合は、開催日の前日までに人権施策推進課（972-2582）までご連絡いただきますようお願いいたします。